

日本武術太極拳連盟 アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という）のアスリート委員会（以下「本委員会」という）について定めるものである。

(目的)

第2条 本委員会は、武術太極拳競技に関するあらゆる事案について、本連盟に登録する武術太極拳アスリートの意見を取りまとめ、本連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びに武術太極拳競技の普及発展と次世代のアスリートのための活動に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は、次の各事項について協議し理事会に報告する。

- (1) 武術太極拳アスリートの意見の集約について
- (2) 武術太極拳アスリートの支援や環境整備について。
- (3) オリンピックムーブメントの推進活動について
- (4) アンチドーピングの教育や啓発活動について
- (5) 武術太極拳アスリートの社会貢献や国際交流について
- (6) 連盟主催事業への協力、武術太極拳の普及と発展への寄与について
- (7) JOCアスリート委員会との協力、連携について
- (8) 武術太極拳アスリート間のコミュニケーション活性化について
- (9) 武術太極拳アスリートのセカンドキャリアの支援について
- (10) その他武術太極拳アスリートに関することについて

(委員)

第4条 本委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名 東日本と西日本の現役武術太極拳アスリートが含まれていること

(委員の選任)

第5条 委員は、次の基準を満たす者の中から理事会が選任し、会長が委嘱する。

- (1) 年齢16歳以上で、本連盟が主催する全日本選手権大会、又は国際競技大会に出場したことがある現役アスリート、及び最近まで現役アスリートであった者
- (2) 競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがないこと

(3) 委員には男女両性が含まれていること

2. 委員長は、委員の互選により推挙する者を理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第7条 本委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会は委員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決定する。

3. 本連盟会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

4. 本委員会は、本連盟へ具体的な提案を図るため、本連盟業務執行理事と年1回以上、意見交換の機会を設けるほか、本委員会担当理事は、理事会にて本委員会の活動について報告する。

5. この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会において行う。

(付 則)

1. この規程は令和6年3月8日より施行する。